

各管区警察局交通担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁運発第71号
平成8年8月13日
警察庁交通局運転免許課長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う小型限定普通自動二輪車免許等に
係る限定解除における免許の条件変更の記載要領について

道路交通法の一部を改正する法律（平成7年法律第74号）の施行に伴い、小型限定普通自動二輪車免許等に係る限定解除審査に合格した場合における免許証の備考欄の記載要領については、下記のとおりとするので、取扱い上誤りのないようにされたい。

なお、「道路交通法施行規則の一部改正に伴う限定二輪免許に係る限定解除における免許の条件変更の記載要領について」（昭和50年9月13日付け警察庁丁運発第84号）は、平成8年8月31日をもって廃止する。

記

- 1 小型限定普通自動二輪車免許を有する者が、普通自動二輪車を使用して行う限定解除審査に合格した場合

[記載例]

8. 9. 2 普通二輪限定解除〇〇公委

- 2 例えば運転することができる自動車総排気量90cc以下の普通自動二輪車に限定された小型限定普通自動二輪車免許を有している者が、小型自動二輪車（総排気量125cc以下の普通自動二輪車をいう。）を使用して行う限定解除審査に合格した場合

[記載例]

8. 9. 2 普通二輪は小型二輪に限る。〇〇公委